

災害時における廃棄物の処理に関する応援協定書

平成20年8月26日

鈴鹿市

鈴鹿市清掃協同組合

## 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における廃棄物の撤去、収集及び運搬（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関して、鈴鹿市（以下「甲」という。）が鈴鹿市清掃協同組合（以下「乙」という。）に応援を求めるに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(2) 応援 災害廃棄物の処理等に必要な資機材、車両等の提供、職員の派遣等をいう。

(応援要請等)

第3条 甲は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1号及び第2号に該当する災害が発生したとき又はこれらに準ずる災害が発生し市長が必要と認めるときは、甲は、乙に災害廃棄物の処理等について応援を要請するものとする。

2 前項の場合において、乙は可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとし、応援の期間は災害の規模及び範囲を考慮し、甲乙協議するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 甲は、応援要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書にて乙に通知するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で応援要請を行い、後日文書にて通知するものとする。

(1) 応援要請の地区名

(2) 応援要請内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条第1項の規定により甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、被災地域の災害廃棄物の処理等に従事するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲へ通知するものとする。

(1) 実施地区名

(2) 実施内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、報告すべき事項

(経費負担)

第7条 甲の応援要請により乙が災害廃棄物の処理等を実施した場合、原則として、乙は、甲に当該経費の負担を求めないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙の組合員の職員が、第5条の規定による災害廃棄物の処理等の従事に伴い死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合、その損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては鈴鹿市災害対策本部市民対策部衛生清掃班（廃棄物対策課）、乙においては鈴鹿市清掃協同組合を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし有効期限満了の前日1箇月までに、甲又は乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合を除き、当該期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を更新したものとみなす。その後においても、同様とする。


(疑義等の決定)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

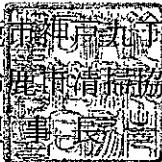
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年8月26日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

川岸光男 

乙 鈴鹿市神戸一丁目13番22号  
鈴鹿市清掃協同組合  
理事長

 小嶋泰伸 